

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成29年12月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	佐賀県
3. 市区町村名	江北町
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://town.kouhoku.saga.jp/

執行機関名 江北町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	江北町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成16年6月23日条例第12号)によるひとり親家庭の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	37	
③ 番号法別表第2の項	57	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		江北町個人番号の利用等に関する条例別表第1第2項江北町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成16年6月23日条例第12号)によるひとり親家庭の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第1条	江北町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成16年6月23日条例第12号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	この条例は、母子家庭、父子家庭及び父母のいない児童並びに一人暮らしの寡婦の医療費の一部を助成することにより、生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		江北町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成16年6月23日条例第12号)江北町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則(昭和55年8月26日規則第9号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	江北町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第3条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等の医療費助成に係る助成対象者の事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ニ	江北町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	江北町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
備考		